

議第42号

三島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
を改正する条例案

三島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年三島市
条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「、消防本部（消防署を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士